

2009年3月12日

民主党議員立法

「消費者権利院法案」及び「消費者団体訴訟法案」の提出について

民主党『次の内閣』

人権・消費者調査会長 仙谷由人

○はじめに

近年、食品への農薬混入事件や偽装表示の問題、また金融商品を巡るトラブルなど、消費者の生命や財産を脅かす様々な事件が続発し、国民・消費者の利益が損なわれる事態があとをたちません。それに対して行政が何らかの対応をすべきか否か、行政の施策、執行はいかなる立位置で、いかなる機能をもって対処するのか、もし新たな機関が必要とされるとすればいかなるものであるべきかが、議論されなければなりません。また、違法行為を行った事業者（悪徳業者）が不当に得た利益を、その事業者から回収することも大きな課題となっています。

そこで民主党は、国民生活と消費者の権利をまもり、消費者の視点で行政部局を強力に監視し、いわゆるオンブズパーソンの役割を担う消費者権利官を中心として、消費者問題に迅速に対応する新たな機関「消費者権利院」の設置を提案します。そして、事業者が違法に得た利益を業者からはく奪し、消費者の被害を迅速に回復するための「消費者団体訴訟法案」もあわせて提案することにいたしました。

来週17日から消費者問題・消費者行政の改革について本格的な国会論戦が始まります。多くの国民の皆さんに、民主党案を広く知っていただきながら、政府・消費者庁案との並行審議に臨んでまいります。そして、何より、国民の皆さんのためのより良い消費者行政を確立するため取り組んでいきたいと考えています。

○提出者

枝野幸男衆議院議員、小宮山洋子衆議院議員、階 猛衆議院議員

○民主党案のポイント

【消費者権利院】	
組織の長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者権利官（1人／任期6年／再任不可） <ul style="list-style-type: none"> * 民間から政治任用。国会の議決・天皇の認証 ・ 地方消費者権利官（都道府県ごとに各1人） <ul style="list-style-type: none"> * 各都道府県知事の意見を聴いて消費者権利官が任命
組織の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 内閣の各省庁から独立（人事院のような位置づけ） <ul style="list-style-type: none"> * 内閣の外から消費者目線で行政機関を強力に監視
事務局体制	<p>国民生活センターなど独法の一部を取り込み、スタッフは原則民間から任期付職員として登用。省庁出向者は庶務担当などごく一部。</p>
予算規模	<p>2～3年かけて相談員の質量充実を図り、約1000億円規模</p> <ul style="list-style-type: none"> * 消費生活相談員の質量充実に最優先で取り組む。
消費者の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の消費生活センターを組織に組み込み、消費生活相談員は専門職として身分及び待遇を保障。 ・ 全国共通の消費者110番で365日受付。 * 相談窓口が一元化され、全国各地の問題情報に対し迅速な対応が可能。
主な仕事と権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活に関する相談・あっせん、情報収集・公表 ・ 国や地方の長に対する資料提出や調査要求 ・ 消費者問題に係る処分勧告（公表） ・ 裁判所に対する差止命令や財産保全命令の申し立て ・ 国会や内閣に対する立法提言 * 消費者権利官は既存の行政体系を前提に、外部から調査・勧告等の権限を行使し、消費者の立場から行政の適正化を図るもの。特定の法律は所管しない。
【消費者団体訴訟】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適格消費者団体の要件を緩和（登録制） ・ 現在の差し止め請求権に加え、損害賠償請求権も付与。 ・ 消費者権利院と適格消費者団体との役割分担で実効的な違法収益はく奪を実施。（消費者権利院は資料提供や訴訟参加等で支援） ・ 悪徳業者の財産保全は、消費者権利官自ら迅速に実行